

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人北海道教育大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

・期末特別手当について、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果及び職務実績等を勘案し、100分の10の範囲内で増額し、又は減額する。

・北海道教育大学は、教育理念である「先進の人間教育」、「行動する教養」及び「高い志の涵養」に基づき、学長のリーダーシップの下で、現行の4課程（「教員養成課程」「人間地域科学課程」「芸術課程」「スポーツ教育課程」）を改変し、平成26年度からは「教員養成課程」「国際地域学科」「芸術・スポーツ文化学科」の1課程2学科を開設する大学となった。

そうした中で、北海道教育大学の学長は、教職員783名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬2,618万円と比較した場合、水準以下であり、また、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

また、他の教員養成系単科大学の長の報酬水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他の教員養成系単科大学との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考える。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

・平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間、本給月額、地域手当の月額及び期末特別手当の支給額から $\Delta 9.77/100$ を減する措置を講じた。
・平成26年2月から平成26年3月までの本給月額、地域手当月額に係る支給減額を2箇月分減額しない措置を講じた。

理事

・平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間、本給月額、地域手当の月額及び期末特別手当の支給額から $\Delta 9.77/100$ を減する措置を講じた。
・平成26年2月から平成26年3月までの本給月額、地域手当月額に係る支給減額を2箇月分減額しない措置を講じた。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

・平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間、年俸の支給を受ける役員について、年俸額の12分の1の額から $\Delta 9.77/100$ を毎月減する措置を講じた。
・平成26年2月から平成26年3月までの年俸額の12分の2の額を減額しない措置を講じた。

2 役員の報酬等の支給状況

| 役名 | 平成25年度年間報酬等の総額 | | | | 就任・退任の状況 | | 前職 |
|--------------|----------------|--------|-------|--|----------|-------|----|
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 就任 | 退任 | |
| 法人の長 | 15,548 | 10,846 | 3,892 | 325 (地域手当) 348 (単身赴任手当) 136 (寒冷地手当) | | | |
| A理事 | 6,257 | 4,352 | 1,612 | 130 (地域手当) 24 (通勤手当) 136 (寒冷地手当) | 10月1日 | | |
| B理事 | 12,442 | 8,553 | 3,069 | 256 (地域手当) 78 (通勤手当) 348 (単身赴任手当) 136 (寒冷地手当) | | | |
| C理事 | 5,894 | 4,201 | 1,456 | 126 (地域手当) 111 (通勤手当) | | 9月30日 | |
| D理事 | 13,654 | 8,553 | 3,292 | 1026 (地域手当) 696 (単身赴任手当) 85 (寒冷地手当) | | | ◇ |
| E理事 | 12,216 | 8,553 | 3,069 | 256 (地域手当) 199 (通勤手当) 136 (寒冷地手当) | | | |
| A監事 (非常勤) | 1,653 | 1,653 | () | () | | 3月31日 | |
| B監事 (非常勤) | 1,653 | 1,653 | () | () | | 3月31日 | |

注1: 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2: 「地域手当」は、国家公務員の取り扱いに準じ、民間賃金が高い地域として指定されている札幌市に在勤する役員に対し支給しているものである。

注3: 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況 (平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

| 区分 | 支給額(総額) | 法人での在職期間 | | 退職年月日 | 業績勘案率 | 摘要 | 前職 |
|------|---------|----------|---|------------|-------|-------|----|
| | 千円 | 年 | 月 | | | | |
| 法人の長 | | | | | | 該当者なし | |
| 理事C | 2,370 | 6 | 0 | 平成25年9月30日 | | | |
| 監事 | | | | | | 該当者なし | |

注1: 「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2: 「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、事務組織の合理化・簡素化を図り、人件費の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔本法人の運営活動に必要な経費のほとんどについて、国からの運営費交付金に委ねられていることから、社会一般の情勢に適合したものとするため、人事院勧告等を参考にし、国家公務員の給与水準を十分考慮している。〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあつては、業務評価又は勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

| 給与種目 | 制度の内容 |
|------------------|---|
| 俸給月額 (昇給) | 5段階の昇給区分(号俸数)により、昇給日(1月1日)前1年間の勤務成績に応じて昇給することができる。 |
| 俸給月額 (昇格) | 勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者が従事する職務に応じて、上位の級に昇格させることができる。 |
| 賞与:勤勉手当 (査定分) | 基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給することができる。 |

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。

(職員について)

- ・実施時期:平成24年7月1日～平成26年3月31日
- ・俸給表関係の措置の内容:すべての俸給表適用者(年俸制適用職員及び非常勤職員を除く)について、職務の級に応じて俸給月額から、 $\Delta 9.77/100 \sim \Delta 4.77/100$ を減額する。
- ・諸手当関係の措置の内容:俸給の特別調整額の月額から $\Delta 10/100$ 、地域手当及び広域異動手当の月額から職務の級に応じて $\Delta 9.77/100 \sim \Delta 4.77/100$ 、期末手当及び勤勉手当の支給額から $\Delta 9.77/100$ をそれぞれ減額する。
- ・国と異なる措置の概要:平成26年1月から平成26年3月までの給与として支給する俸給月額及び諸手当に係る支給減額を3箇月分減額しない措置を講じた。

(役員について)

- ・実施時期:平成24年6月1日～平成26年3月31日
- ・本給関係の措置の内容:本給月額(年俸の支給を受ける役員については、年俸額の12分の1の額)から、 $\Delta 9.77/100$ を減額する。
- ・諸手当関係の措置の内容:地域手当の月額及び期末特別手当の支給額から $\Delta 9.77/100$ を減額する。
- ・国と異なる措置の概要:平成26年2月から平成26年3月までの給与として支給する本給月額及び地域手当に係る支給減額を当該月の2箇月分減額しない措置を講じた。

55歳を超える職員の昇給(平成25年12月17日施行(平成26年1月1日適用))

55歳を超える職員の昇給について、その者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うこととする改正を行った。

監事の本給及び非常勤役員の本給月額の算出(平成26年1月31日施行(同日適用))

常勤監事の号俸及び非常勤役員の本給月額の算出方法を制定した。

入学試験問題作成手当(平成26年2月4日施行(平成26年2月1日適用))

教育職(一)の適用を受ける職員が、入学試験問題作成等を行った場合に支給する手当について、入学試験区分を「前期日程」のみから拡大するための改正を行った。

寒冷地手当(平成26年2月4日施行(平成26年2月1日適用))

平成26年2月に支給する寒冷地手当額に特例一時金を加算して支給するための改正を行った。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 平成25年度の年間給与額(平均) | | | |
|----------------------|----------|-----------|------------------|-------------|----------|-------------|
| | | | 総額 | うち所定内 | | うち賞与 |
| | | | | うち通勤手当 | | |
| 常勤職員 | 人 636 | 歳 46.3 | 千円 6,837 | 千円 5,150 | 千円 78 | 千円 1,687 |
| 事務・技術 | 人 167 | 歳 40.2 | 千円 5,119 | 千円 3,947 | 千円 77 | 千円 1,172 |
| 教育職種 (大学教員) | 人 321 | 歳 52.2 | 千円 8,007 | 千円 5,965 | 千円 89 | 千円 2,042 |
| 技能・労務職種 | 人 2 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 教育職種 (附属高校教員) | 人 23 | 歳 41.1 | 千円 6,470 | 千円 4,905 | 千円 36 | 千円 1,565 |
| 教育職種 (附属義務教育学校教員) | 人 120 | 歳 40.0 | 千円 6,244 | 千円 4,746 | 千円 57 | 千円 1,498 |
| その他医療職種 (看護師) | 人 3 | 歳 50.8 | 千円 5,218 | 千円 3,975 | 千円 60 | 千円 1,243 |

注1:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、守衛等の業務を行う職種を示すが、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注3:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注5:在外職員については、該当者がいないため表を省略した。

| | | | | | | |
|-------|--------|-----------|-------------|-------------|-----------|-----------|
| 任期付職員 | 人 3 | 歳 41.5 | 千円 4,509 | 千円 3,523 | 千円 116 | 千円 986 |
| 事務・技術 | 人 3 | 歳 41.5 | 千円 4,509 | 千円 3,523 | 千円 116 | 千円 986 |

| | | | | | | |
|-------|--------|-----------|-------------|-------------|-----------|-----------|
| 再任用職員 | 人 4 | 歳 62.5 | 千円 3,988 | 千円 3,431 | 千円 120 | 千円 557 |
| 事務・技術 | 人 4 | 歳 62.5 | 千円 3,988 | 千円 3,431 | 千円 120 | 千円 557 |

| | | | | | | |
|---------|--------|-----------|-------------|-------------|----------|-----------|
| 非常勤職員 | 人 3 | 歳 42.5 | 千円 3,258 | 千円 2,505 | 千円 69 | 千円 753 |
| 事務・技術 | 人 2 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 技能・労務職種 | 人 1 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

注:「事務・技術」、「技能・労務職種」については該当者が2名いかのため、それぞれ当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

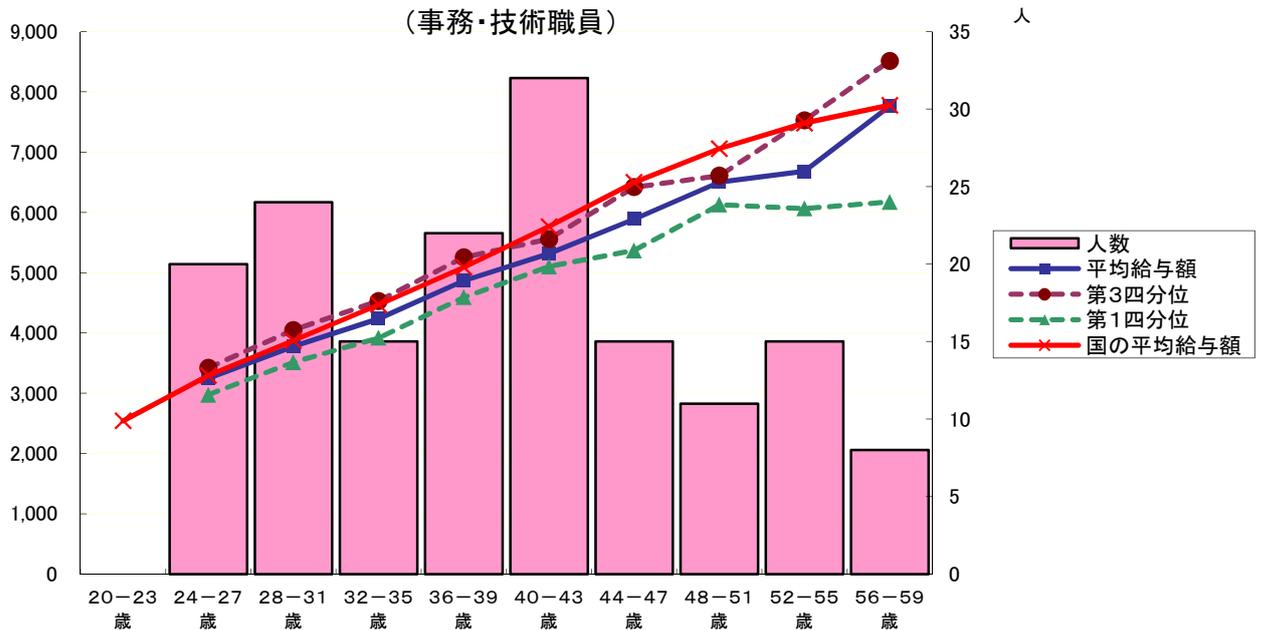
(年俸制適用者)

| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 平成25年度の年間給与額(平均) | | | |
|---------------------|----|------|------------------|--------|----|------|
| | | | 総額 | うち所定内 | | うち賞与 |
| | | | | うち通勤手当 | | |
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 常勤職員(年俸制) | 6 | 62.5 | 4,607 | 4,607 | 86 | 0 |
| 教育職種 (年俸制適用大学教員) | 6 | 62.5 | 4,607 | 4,607 | 86 | 0 |

注1: 在外職員、再任用職員及び非常勤職員については、該当者がいないため表を省略した。

| | | | | | | |
|------------------|---|------|-------|-------|----|---|
| 任期付職員 | 7 | 36.4 | 4,944 | 4,944 | 15 | 0 |
| 教育職種 (外国人教師等) | 4 | 40.5 | 5,595 | 5,595 | 6 | 0 |
| 特任研究員 | 3 | 30.8 | 4,076 | 4,076 | 26 | 0 |

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

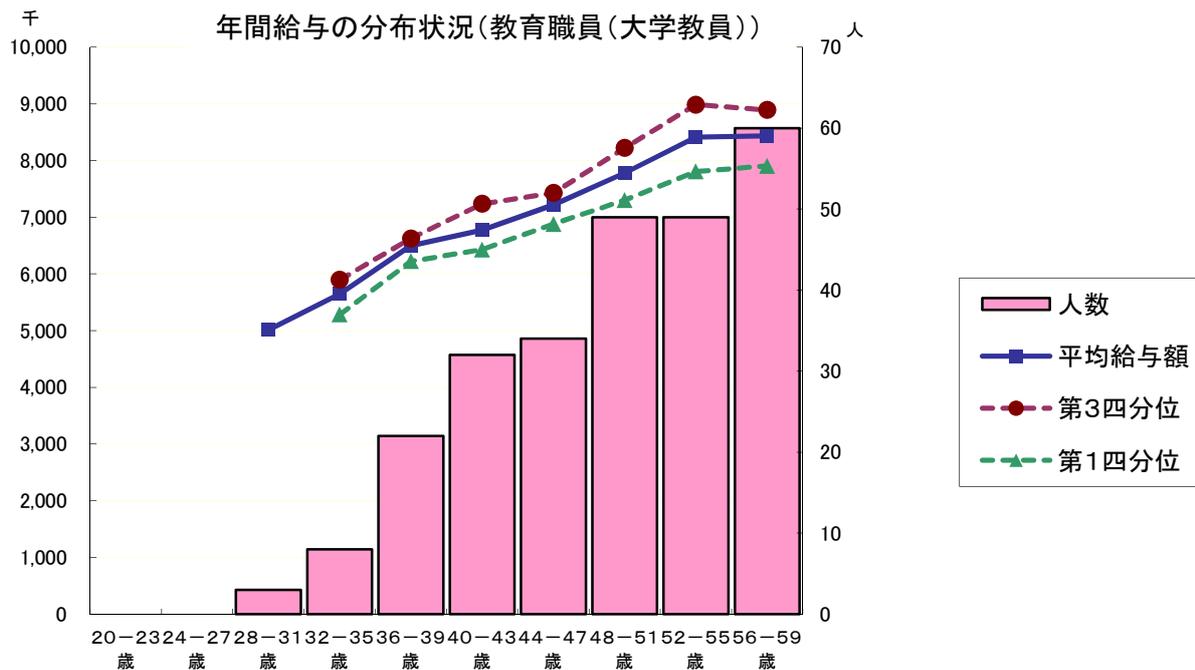
| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 四分位 | | 平均 | 四分位 | |
|-------------|----|------|-------|-------|-------|------|------|
| | | | 第1分位 | 第3分位 | | 第1分位 | 第3分位 |
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 代表的職位 | | | | | | | |
| 部長 | 3 | 56.2 | | 8,471 | | | |
| 課長 | 14 | 54.9 | 7,170 | 7,608 | 8,074 | | |
| 副課長 | 14 | 51.3 | 6,200 | 6,410 | 6,655 | | |
| 係長 | 71 | 43.3 | 4,999 | 5,315 | 5,625 | | |
| 主任 | 9 | 35.9 | 4,273 | 4,478 | 4,530 | | |
| 事務職員 | 59 | 30.3 | 3,269 | 3,659 | 3,974 | | |

注1: 部長の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。

注2: 「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。

注3: 「副課長」には、副課長相当職である「副事務長」及び「副室長」を含む。

注3: 事務・技術職員には、任期付職員(比較対象)3名を含む。



注: 年齢28～31歳の該当者は3名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3四分位については表示しない。

(教育職員(大学教員))

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 四分位 | | |
|-------------|-----|------|-------|-------|-------|
| | | | 第1分位 | 第3分位 | |
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 代表的職位 | | | | | |
| 教授 | 174 | 57.1 | 8,289 | 8,726 | 9,140 |
| 准教授 | 134 | 47.0 | 6,566 | 7,041 | 7,488 |
| 講師 | 13 | 40.2 | 5,838 | 6,169 | 6,625 |

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

| 区分 | 計 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 |
|------------------------|----------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 標準的な職位 | | 事務職員 | 主任事務職員 | 係長主任 | 副課長 総括係長 | 課長 副課長 |
| 人員 (割合) | 167 人 | 12 人 (7.2%) | 47 人 (28.1%) | 69 人 (41.3%) | 15 人 (9.0%) | 17 人 (10.2%) |
| 年齢(最高 ～最低) | | 35～24 歳 | 41～26 歳 | 59～34 歳 | 56～43 歳 | 58～50 歳 |
| 所定内給 与年額(最高 ～最低) | | 2,596～ 2,156 千円 | 4,128～ 2,379 千円 | 4,667～ 2,916 千円 | 5,047～ 3,924 千円 | 6,336～ 4,376 千円 |
| 年間給与 額(最高～ 最低) | | 3,262～ 2,779 千円 | 5,098～ 3,103 千円 | 6,155～ 3,873 千円 | 6,629～ 5,218 千円 | 8,122～ 5,902 千円 |

| 区分 | | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 |
|------------------------|--|-----------------------|-----------------------|---------------|---------------|---------------|
| 標準的な職位 | | 部長 課長 | 部長 | 事務局長 部長 | 事務局長 | 事務局長 |
| 人員 (割合) | | 4 人 (2.4%) | 3 人 (1.8%) | 該当者なし (%) | 該当者なし (%) | 該当者なし (%) |
| 年齢(最高 ～最低) | | 59～52 歳 | 59～50 歳 | ～ 歳 | ～ 歳 | ～ 歳 |
| 所定内給 与年額(最高 ～最低) | | 6,799～ 5,586 千円 | 7,067～ 6,111 千円 | ～ 千円 | ～ 千円 | ～ 千円 |
| 年間給与 額(最高～ 最低) | | 8,671～ 7,170 千円 | 9,343～ 7,940 千円 | ～ 千円 | ～ 千円 | ～ 千円 |

事務・技術職員「任期付職員」

| 区分 | 計 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 |
|------------------------|--------|--------------------|--------------------|---------------|---------------|---------------|
| 標準的な職位 | | 事務職員 | 主任事務職員 | 係長主任 | 副課長 総括係長 | 課長 副課長 |
| 人員 (割合) | 3 人 | 1 人 (33.3%) | 2 人 (66.7%) | 該当者なし (%) | 該当者なし (%) | 該当者なし (%) |
| 年齢(最高 ～最低) | | ～ 歳 | ～ 歳 | ～ 歳 | ～ 歳 | ～ 歳 |
| 所定内給 与年額(最高 ～最低) | | ～ 千円 | ～ 千円 | ～ 千円 | ～ 千円 | ～ 千円 |
| 年間給与 額(最高～ 最低) | | ～ 千円 | ～ 千円 | ～ 千円 | ～ 千円 | ～ 千円 |

| 区分 | | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 |
|------------------------|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 標準的な職位 | | 部長 課長 | 部長 | 事務局長 部長 | 事務局長 | 事務局長 |
| 人員 (割合) | | 該当者なし (%) | 該当者なし (%) | 該当者なし (%) | 該当者なし (%) | 該当者なし (%) |
| 年齢(最高 ～最低) | | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ |
| 所定内給 与年額(最高 ～最低) | | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ |
| 年間給与 額(最高～ 最低) | | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ |

注:1級から2級の該当者は3名のため、それぞれ当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の項目について記載していない。

教育職員(大学教員)

| 区分 | 計 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 |
|------------------------|------|--------------|--------------|------------------|-----------------|------------------|
| 標準的な職位 | | 助手 | 助教 | 講師 | 准教授 | 教授 |
| 人員 (割合) | 321人 | 該当者なし (%) | 該当者なし (%) | 15人 (4.7%) | 132人 (41.1%) | 174人 (54.2%) |
| 年齢(最高 ～最低) | | ～ | ～ | 55～28 | 64～31 | 64～45 |
| 所定内給 与年額(最高 ～最低) | | ～ | ～ | 5,639～ 3,254 | 6,425～ 4,052 | 8,134～ 5,118 |
| 年間給与 額(最高～ 最低) | | ～ | ～ | 11,213～ 4,204 | 8,459～ 5,283 | 11,213～ 6,905 |

④ 賞与(平成26年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|---------------------|----------------|----------------|----------------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | % 62.8 | % 65.4 | % 64.1 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | % 37.2 | % 34.6 | % 35.9 |
| | 最高～最低 | % 45.2～32.7 | % 41.8～30.3 | % 43.4～31.5 |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | % 63.7 | % 66.5 | % 65.1 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | % 36.3 | % 33.5 | % 34.9 |
| | 最高～最低 | % 43.2～31.7 | % 40.3～24.7 | % 39.8～29.7 |

教育職員(大学教員)

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|---------------------|----------------|----------------|----------------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | % 60.1 | % 63.5 | % 61.9 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | % 39.9 | % 36.5 | % 38.1 |
| | 最高～最低 | % 43.2～34.1 | % 40.3～31.5 | % 41.7～32.8 |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | % 64.2 | % 66.9 | % 65.6 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | % 35.8 | % 33.1 | % 34.4 |
| | 最高～最低 | % 43.2～20.2 | % 40.3～30.3 | % 41.7～27.7 |

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

対国家公務員(行政職(一))

92.0

対他の国立大学法人等(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術 101.7

教育職員(大学教員) 93.7

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

| 項目 | 内容 | | | | | |
|-------------------------|--|------|-------|------|------|---------|
| 指数の状況 | 対国家公務員 92.0 | | | | | |
| | 参考 | | | | | |
| | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">地域勘案</td> <td style="text-align: right;">100.0</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td style="text-align: right;">91.8</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td style="text-align: right;">99.6</td> </tr> </table> | 地域勘案 | 100.0 | 学歴勘案 | 91.8 | 地域・学歴勘案 |
| 地域勘案 | 100.0 | | | | | |
| 学歴勘案 | 91.8 | | | | | |
| 地域・学歴勘案 | 99.6 | | | | | |
| 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由 | | | | | | |
| 給与水準の適切性の検証 | <p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 68.5% (国からの財政支出額 7,861百万円、支出予算の総額 11,482百万円：平成25年度予算)</p> | | | | | |
| | <p>【検証結果】 対国家公務員指数等を勘案し、給与水準は適正であると考えます。</p> | | | | | |
| | <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成24年度決算)</p> <p>【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考えます。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p> | | | | | |
| 講ずる措置 | 引き続き適正な給与水準を維持するよう努める。 | | | | | |

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 【92.3】

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

(なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

Ⅲ 総人件費について

| 区 分 | 当年度 (平成25年度) | 前年度 (平成24年度) | 比較増△減 | 中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減 |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------------------|------------------------------|
| 給与、報酬等支給総額 (A) | 千円 5,483,124 | 千円 5,480,393 | 千円 (%) 2,731 (0.0) | 千円 (%) △ 215,985 (3.8) |
| 退職手当支給額 (B) | 千円 344,014 | 千円 672,120 | 千円 (%) △ 328,106 (△48.8) | 千円 (%) △ 262,019 (△43.24) |
| 非常勤役職員等給与 (C) | 千円 583,966 | 千円 583,058 | 千円 (%) 908 (0.2) | 千円 (%) 20,116 (3.7) |
| 福利厚生費 (D) | 千円 801,056 | 千円 764,037 | 千円 (%) 37,019 (4.8) | 千円 (%) 63,628 (8.6) |
| 最広義人件費 (A+B+C+D) | 千円 7,212,160 | 千円 7,499,608 | 千円 (%) △ 287,448 (△3.8) | 千円 (%) △ 393,352 (△5.2) |

総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」、「再広義人件費」の増減について

給与、報酬等支給総額については、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに準じて平成25年度から引き続き減額措置を講じていること、欠員補充等によりほぼ横ばいの比較となっている。

②「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月1日から以下の措置を講ずることとした。

・役職員の退職手当について、基本額等にかかる調整率の引き下げを実施した。

役員に関する講じた措置: 在職期間1月につき、退職の日における本給月額に12.5/100を乗じて得た額に、83/100の調整率を乗じて算出するよう改正を行った。

ただし、調整率については平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間は94/100、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間は88/100となるよう経過措置を規定した。

※職員から引き続き役員となった場合の基本額にかかる調整率及び適用時期は職員と同じ。

職員に関する講じた措置: 退職手当の基本額にかかる調整率を87/100に引き下げる改正を行った。

ただし、調整率については平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間は98/100、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間は92/100となるよう経過措置を規定した。

③「退職手当支給額」の増減について

前年度との比較では、定年退職者総数が少なかった(24年度24人、25年度11人)ことにより、全体で48.8%減となっている。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし